

北庄内合併協議会 第1回第3小委員会会議録

日 時 平成16年11月27日(土) 午前10時52分~午前11時32分

会 場 平田町農村環境改善センター 第3研修室

出席者

・委員長

阿部 清幸

・委員

佐藤 忠智 安藤 順子 小野 實 齋藤 緑

・説明員

健康福祉部会長 佐藤 幸一 市民生活部会長 小松 秀司

病院分科会長 加藤 裕 健康分科会副会長 相蘇清太郎

高齢福祉分科会長 加藤 哲夫 社会福祉分科会長 和島 繁輝

児童福祉分科会長 阿部 直善 住民分科会長 小野 忍

国保分科会長 石黒 吉春 環境保全分科会長 粕谷 充

・事務局職員

大滝 太一 遠藤 裕一

議事日程

1 開会

2 正副委員長の選出

3 委員長あいさつ

4 協議

(1) 協議第15号 協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて

(2) 協議第16号 協定項目21 介護保険事業の取扱いについて

(3) 協議第22号 協定項目24-(5) 環境関係事業の取扱いについて

(4) 協議第23号 協定項目24-(6) 住民窓口業務の取扱いについて

(5) 協議第24号 協定項目24-(7) 保健衛生関係事業の取扱いについて

(6) 協議第25号 協定項目24-(8) 病院関係事業の取扱いについて

(7) 協議第26号 協定項目24-(9) 福祉関係事業の取扱いについて

5 その他

6 閉会

開会 午前10時52分

事務局（大滝太一） お疲れさまでございます。

協議会に引き続きの会議となりますが、よろしく願いいたします。

本日の時間でありませけれども、午後ももうひとつ小委員会を予定しておるということで、そちらに出席される委員もおりますので、12時ぐらいまでに終了というような目途で進めさせていただきたいと思っています。

先ほど第1回の北庄内合併協議会で、それぞれ委員会が設置されまして、委員が指名されております。本第3小委員会につきましては、ここにいらっしゃる5人の方全員でございます。小委員会規程によりまして、定足数に達しております。これから第1回第3小委員会を開会いたしたいと思っております。

正副委員長の選出

事務局（大滝太一） それでは、第1回でございますので、協議に入る前に、初めに委員長、副委員長の互選をしなければならないということになっております。それまでの間、事務局の方で進行させていただきます。ご協力をお願いいたします。

初めに、委員長の推薦をお願いいたします。

〔「前回と同じで、よろしく願いいたします。」と発言する者あり〕

事務局（大滝太一） それでは、前回といたしますか、庄内北部地域合併協議会と同じというような声がありましたけれども、それについてご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

事務局（大滝太一） それでは、委員長につきましては従前どおりでございますけれども阿部委員にお願いするということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、委員長席の方をお願いいたします。

事務局（大滝太一） 続きまして、副委員長の方の推薦をお願いいたしたいと存じます。どなたか。

〔「前と同じで」と発言する者あり〕

事務局（大滝太一） 副委員長につきましても従前どおりというような声でございますので、そのようなことにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

事務局（大滝太一） それでは、副委員長には佐藤忠智委員、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、委員長、副委員長の互選を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

それでは、早速ですが、初めに委員長からごあいさつをお願ひしたいと思います。

委員長（阿部清幸） 引き続き委員長をやれと、皆さんから言われました阿部でございますが、第3小委員会の方は福祉の案件でございます、住民に直接関係のある案件が多いので、非常に苦勞して前回は皆さんとご協議を重ねてまいりましたが、幸ひ皆さんのご協力によりまして全案件が決定されておったんですが、今回新しく北庄内合併協議会ということで第3小委員会の委員長を仰せつかりましたが、大変微力な非才な人間でございますので、今後ともよろしくご協力、ご指導のほどをお願ひ申し上げます。

なお、この第3小委員会の案件については修正がなければ、前回、本当に長い間協議してまいっておりますので、これから皆さんからご確認を願うということになるのではなかろうかと、こんなふうに思ひますので、よろしくお願ひを申し上げまして、一言あいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひします。

事務局（大滝太一） ありがとうございます。

それでは、協議に入っていきます。

なお、本日の説明員でございますけれども、第3小委員会が所管する健康福祉部会と市民生活部会の各部長と分科長が出席しております。個別の紹介は省略させていただきたいと思ひます。

事務局は、大滝と遠藤でございます。よろしくお願ひいたします。

小委員会設置規程の第4条第3項によりまして、小委員会の議長は委員長が務めることになっております。ここからの議事については委員長の方からお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長（阿部清幸） それでは、協議に入りたいと思ひます。

私は、あいさつでも申し上げましたが、今まで大変真剣に長い間協議してまいりましたので、修正がなければ一括でもいいのではないかというふうに私は思うのですが、事務局の方からその辺、どういうふうな進め方をしていけばいいのか、事務局の方からご説明を

願います。

事務局（遠藤裕一） 説明は一括して事務局の方から、（１）から（７）まで7つの案件がありますけれども、させていただいて、確認は（１）、（２）、（３）、1つずつ案件ごとに確認をしていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

協議第15号 協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて 外6件

委員長（阿部清幸） それでは、（１）から（７）まで一括して説明ということです。ご説明のほどを事務局の方でお願い申し上げます。

事務局（遠藤裕一） 事務局の遠藤と申します。

説明は、お配りしております分厚い資料がありますけれども、これをめくりながらさせていただきたいと思います。

先ほど全体会議で会長のあいさつにありましたように、基本的に、これまで庄内北部地域合併協議会で協議してきた事項は尊重して引き継いでいくというようなことが、市長、町長の間で確認されております。全体会議でもご説明申し上げましたが、庄内北部地域合併協議会ですでに確認された項目については、新しい枠組みとなったことに伴いまして、変更が必要となる文言だけを調整いたしました。調整方針の内容や趣旨は同じであるという提案内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

この厚い資料集をごらんください。

簡潔に説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（１）ですけれども、まず、資料集の20番、わきの方にずっと赤い見出しがついておりますが、20番のところを見ていただきたいと思います。

（１）の協議第15号 協定項目20 国民健康保険事業の取扱いでございます。これまでとの変更点はございません。

なお、A3版の次についております資料につきましては、年度や提出する時期が変わりましたので、年度や予算額など、最新の数字に調整して資料をつくり直したものでございます。遊佐町を除いたものでございます。

その次ですけれども、次に21番の見出しをお開き願います。

協議第16号 協定項目21 介護保険事業の取扱いでございます。これも調整方針、附属資料の方も、変更点はございません。

次に、ちょっと離れますけれども、見出しの24の(5)というところをお開き願いたいと思います。

協議第22号 協定項目24-(5) 環境関係事業の取扱いでございます。これも調整方針には変更がありません。附属資料についても、最新の数値等に置き換える手直をしたものでございます。

調整方針の中の方は特に読み上げませんけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

事務局(遠藤裕一) それでは、それをお願いいたします。

その次ですけれども、24の(6)というところをお開きください。

これは、協定項目24-(6) 住民窓口業務の取扱いでございます。これも調整方針は変更がございません。これも数値を最新のものに置き換えて表記し直したものでございます。

次に、24-(7) 保健衛生関係事業の取扱いでございます。

これも調整方針は変更がありません。附属資料も最新の数値に置き換えたものでございます。ここでは、前の協議会において乳幼児の健診の場所、あるいは火葬場の使用料について、大変なご議論をいただいて当初の事務局提案を修正いたしましたところもありましたけれども、それはきちんとここで引き継いでおりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、24-(8)でございます。

これは病院関係事業の取扱いでございます。これも調整方針は変更ありません。八幡町と酒田市の2つの病院は現行どおり引き継いで、合併後に運営のあり方を検討するというものでございます。

次に、24-(9)でございます。

福祉関係事業の取扱いでございます。これも基本的には変更がありませんけれども、社会福祉事業の中で遊佐町が独自に運行していた人工透析バス事業というものがございましたけれども、これは当然、遊佐町が抜けたという関係上、その事業については削除になっております。

大変簡単ではございましたけれども、説明は以上で終わらせていただきますので、質問やご意見がありましたらよろしくをお願いいたします。これは1件ずつの確認の中でお願いいたします。

以上です。

委員長(阿部清幸) ありがとうございます。

それでは、ひとつずつ確認をしてみたいと思います。

それでは、(1)の協議第15号 協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて、皆様からご質問をお願いしたいと思いますし、もし質問がなければ確認というような格好にさせていただきます。

(1)について何かご質問ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長(阿部清幸) ないようでしたら、(1)は確認してよろしいでしょうか。

何か国民健康保険事業の取扱いについて。

〔「よろしいですか」と発言する者あり〕

委員長(阿部清幸) 事務局、どうぞ。

事務局(遠藤裕一) 資料が厚くて開きづらいようなので、先ほど本会議の方で渡されました附属資料、これの方が見やすいと思いますので、これをちょっとごらんいただけたらと。調整方針しか書いてありませんけれども、今の国民健康保険事業は5ページの2段目に書いてあります。

委員長(阿部清幸) いかがですか。

〔「いいです」と発言する者あり〕

委員長(阿部清幸) 確認してよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長(阿部清幸) ご異議ないようでしたら、確認させていただきます。

それでは、次に進みます。

(2)協議第16号 協定項目21 介護保険事業の取扱いについての方を、先ほど事務局の説明はいただいておりますので、皆さんからご質問がありましたらどうぞ。

〔「ございません」と発言する者あり〕

委員長(阿部清幸) 相当議論をしてみっておりますので、皆さんは論議がしみ込んでおるのではなからうかと思えます。

今、佐藤委員の方から、ないというようなことで、これも確認させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長(阿部清幸) それでは、確認させていただきます。

続きまして、(3)協議第22号 協定項目24 - (5) 環境関係事業の取扱いについて、

これも先ほどご説明をいただいておりますので、皆さんからご意見、ご質問がございましたら、どうぞお願いします。

〔「ございません」と発言する者あり〕

委員長（阿部清幸） 佐藤委員の方から、またないということですが、皆さんはいかがですか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部清幸） ないようですので、確認させていただきました。

それでは、（４）協議第23号 協定項目24 - （６） 住民窓口業務の取扱いについて、これも先ほど事務局の方から説明をいただいておりますので、何かございましたらどうぞ。

佐藤委員、どうぞ。

委員（佐藤忠智） 閉庁時の窓口業務については、事務方で合併までに調整して実施するのだと思いますが、その後、合併協議会で分科会でこういうようにしたらどうだろうとかというような意見や調整した内容があったのかどうか。あったとすれば、どのようなものが出ているか。協議の内容を教えてください。

委員長（阿部清幸） 事務局、どうぞ。

住民分科会長（小野 忍） 住民分科会長の酒田市市民課の小野でございますけれども、その後については、本庁あるいは支所の形態がどうなるかということがまだわからないということで、分科会としてはまだ会議を開いてございません。

委員長（阿部清幸） 佐藤委員。

委員（佐藤忠智） 合併までに調整するというものは、この項目だけでなくして、いっぱい出てくる。

それから、事務方としては、これをどのように進めていこうとしているのか。それを、また我々の小委員会に、このようにして決めたというようなものは、どういう経過を踏まえてちゃんと制度化していくのか。私方はこれで終わりなのか、それらについてお答え願いたいと思います。

よく言われるんです。合併までにとか、合併後とか、合併までに調整しというけれども、それでいいんだかというような質問はよく出るんです。

委員長（阿部清幸） 事務局、どうぞ。

事務局（大滝太一） 今のご質問は24 - （６）の（２）について……。

委員（佐藤忠智） 全体です。合併協議会でこういうような表現がなされているのはいっば

いあるんです。そういう全般についてお答え願いたい。

事務局（大滝太一） 合併までに調整するというような部分ですけれども、これについてはもちろん、事務方では調整するわけですけれども、その結果について、委員会との関係でどうなるのかということだと思います。そういうことも含めて、ここの委員会の中で結果について報告しろというようなことであれば、事務方の方で報告をすることになります。

ただ、全体としては、合併協議会自体は合併の前日まで存続するので、今の考え方としては一応、合併までに調整する項目については小委員会か、全体協議会かはわかりませんが、何らかの機会をつかまえて報告するつもりではあります。それを踏まえまして、なお委員会でもきちんと報告をもらいたいというようなことであれば、この場でそういうふうに決めていただければ、いずれかの機会に報告をすることになるかと思えます。

委員長（阿部清幸） 佐藤委員、いかがですか。どうぞ。

委員（佐藤忠智） 微に入り細に入りということまではいいいんです。私たちは実際に執行権ある執行者ではないわけなんですけれども、やはり調整された内容は再度確認をしてという形は多少必要なものだと思うんです。調整結果が大幅に異なるということはないとは思いますが、それはやはり小委員会として報告をいただいて、そして意見交換をしていくというふうなことが必要だと私は思いますけれども。

委員長（阿部清幸） 小野委員、どうぞ。

委員（小野 實） 閉庁後の窓口業務の件なんですけれども、八幡町と松山町は現在は閉庁後の窓口業務を行っていないということになっておりますけれども、これは将来、合併までに更に調整するということになると、八幡地域、松山地域は、合併後は閉庁後もなんとか窓口業務を行っていききたいという一つの考え方ですか。

委員長（阿部清幸） 事務局、どうぞ。

住民分科会長（小野 忍） やっていないところもあるわけでありましてけれども、こうしたところも含めて合併までに、いろいろな人件費等も絡みますし、先ほど申しあげましたように本庁、支所の機能、計画がどうなるのか、そういったことは現時点ではわかりませんので、そういった推移も見ながら判断をしていきたいというふうに思っています。

委員長（阿部清幸） 先ほど佐藤委員がおっしゃったように、私ども小委員会で議論してきた経過からいっても、やはり合併までに事務方で結論が大体出るとすれば、小委員会に報告していただきたいと。これは私も全くそのとおりで、何のために議論してきたのかわからないようなことにならないように、事務方で答えが合併時までに出るとすれば、先ほど佐

藤委員がおっしゃったように報告していただきたいと、私も全くそのとおりで、皆さんもそうだと思いますが。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部清幸） それでは、今の閉庁時の問題についてはお答えが出ましたので、そんなことで（４）については、皆さん確認してよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長（阿部清幸） それでは、（４）は確認させていただきます。

次に進みます。

（５）協議第24号 協定項目24 - （７） 保健衛生事業の取扱いについて、これも先ほどご説明をいただいておりますので、皆さんから何かございましたらどうぞ。

先ほどの窓口業務の中には火葬場の問題、そして今回の案件では3歳児の健診の問題、これは私どもで一遍本会議で報告して、差し戻しにあって、また協議したという経過もございますし、相当に時間をかけて協議しておりましたので、そのほか何か皆さんからございましたらどうぞ。

佐藤委員、どうぞ。

委員（佐藤忠智） 火葬場の使用料について、「有料とし」ということになってはいますけれども、確か6,000円で調整したのではなかったかと……。

委員長（阿部清幸） 5,000円です。

委員（佐藤忠智） 5,000円でしたね。今回、遊佐町が抜けたということで、何か算定基準とか、何かが変わるとか、そんなことはなかったのかなと思います。

委員長（阿部清幸） 事務局、どうぞ。

環境保全分科会長（粕谷 充） 前回の北部の協議事項をそのまま引き継いでいきたいという考えに基づいたものであります。

委員長（阿部清幸） 佐藤委員、いかがですか。

委員（佐藤忠智） 北部のやつを引き継いでではなく、算定する基準があるはずで。これはこうだから5,000円だということがあるわけだから、遊佐町が抜けたことによってその数値が変わってくるのではないかなと思ったから聞いたのです。

委員長（阿部清幸） 事務局、どうぞ。

環境保全分科会長（粕谷 充） 原価計算といいますが、遊佐町が抜けても原価計算は酒田市の施設を基準に出しているというようなことでございますので、遊佐町が抜けても変わら

ないということになっております。

委員長（阿部清幸） 佐藤委員、いかがですか。

委員（佐藤忠智） そういうことであれば、よろしいかと思えます。

委員長（阿部清幸） 保健衛生関係事業について、ほかに皆さんから。

この中には、先ほど申し上げましたとおり3歳児の健診場所、これは集約することで一度確認したんですが、これは本会議で差し戻しにあって、皆さんとまた協議して、5か所でいこうと、こういうことになっておりました。

そのほか何か。

ないようでしたら、これも確認してよろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長（阿部清幸） それでは、（5）も確認させていただきます。

次に進みます。

（6）協議第25号 協定項目24 - （8） 病院関係事業の取扱いについて、これも説明はいただいておりますので、皆さんから何かございましたらどうぞ。

このことについての調整方針では、酒田市と八幡町の2つの病院を現行のとおり新市に引き継いで、合併後に地域医療の動向を踏まえて病院のあり方を検討するというような協定項目になっておりますが。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部清幸） これもないようですので、確認させていただきたいと思えます。

それでは、次に進みたいと思えます。

最後の（7）協議第26号 協定項目24 - （9） 福祉関係事業の取扱いについて、これも先ほどご説明を願っておりますので、皆さんから何かございましたらどうぞ。

佐藤委員。

委員（佐藤忠智） 質問というよりも意見といった方がいいかと思えますけれども、先ほどと同じようなことを質問いたしますけれども、合併までに調整し統一した方向でということ、例えば敬老事業については合併時に統一した方法でとか、これらは、別にこのことばかりでなくいろいろ出てくるわけです。委員会が存続してやっている間に、これはこのような方向で進めていきたいというものを委員会に報告すべきだと私は思うんですけれども。それをまたいじくるということはないかもしれませんが、また意見として、その意見を付してとなるのか。いろいろな意見が出てくると思うんです。それでないと行政からの一方

通行になると思うんです。それだけはぜひともお願いしたい。

以上です。

委員長（阿部清幸） このことについて、まず部会長さんから一言、何か。

健康福祉部会長（佐藤幸一） 大変ご苦労さまです。

今ご指摘があった部分についてですけれども、協議している中でも、いろいろと議論してきた覚えがあります。合併時までと、これは各委員会報告の中にも相当ちりばめられていると思うので、おっしゃられるとおり、行き着く先はどこにたどり着いたのかと。到達点というか、このへんは明らかにしなければ、その後の仕事が続かないわけですから。いずれにしろ報告して、皆さんのご意見をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（阿部清幸） どうもありがとうございました。

この点については、私どもも地域住民からも、合併時までというような、はっきりしない、何か雲をつかむような答えなので、やはり方向が見出せたら地域住民にも説明する義務が私どもにもあるのではなからうかと、こんなふうにも思ひますので、ぜひ方向性がついた時点で私どもにご報告願ひたいと思ひます。

それでは、第3小委員会が新しく発足しての初めての会議で、7項目にわたって皆さんから、これまで協議いただいた内容をさらに説明をいただき、そして再度確認をさせていただきます。

最後に部会長さんから答えをいただくことができましたので、ぜひそんな方向で私どもに報告していただきたいと思ひます。

7つの項目を全部修正なしで全会一致するまでご審議いただいた案件を再度確認したということで、この小委員会を終わりたいと思ひます。

本当にご協力、ありがとうございました。

事務局（大滝太一） どうもありがとうございました。

以上で第3小委員会を終了させていただきます。

なお、午後の小委員会の方に出られる委員の方については昼食を用意しております。よろしくお願ひしたいと思ひます

閉会 午前11時32分